

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」等の審議

～「交通政策審議会 第78回港湾分科会」の開催～

国土交通省は令和2年2月19日に「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）※1及び港湾計画※2の審議を行います。

- ※1 基本方針とは、国の港湾行政の指針として、また、港湾管理者が個別の港湾計画を定める際の指針として、港湾法に基づき、国土交通大臣が定めるものです。当分科会では、第200回国会において成立した「港湾法の一部を改正する法律」により、洋上風力発電の導入を促進するため、海洋再生エネルギー発電設備等拠点港湾の埠頭を構成する行政財産の貸付制度が創設されたことを踏まえ、基本方針の変更について審議を行います。
- ※2 港湾計画とは、港湾法に基づき、各港の港湾管理者が、10～15年後を目標年次として定める計画です。港湾管理者が計画を変更するにあたっては、国土交通大臣の定める基本方針や国土交通省令で定める基準に適合しているか等について、交通政策審議会の意見も聴きながら判断することになります。このため、当分科会で港湾計画の変更について審議を行います。

記

日時：令和2年2月19日（水）13：00～15：00

場所：国土交通省（中央合同庁舎第3号館）4階 特別会議室

主な議事：○基本方針（答申案）について（審議）

○港湾計画について（審議）

・改訂：能代港、酒田港

・一部変更：秋田港、鹿島港、大阪港、和歌山下津港、北九州港、長崎港

○当分科会は傍聴可。なお、カメラ撮りは会議の冒頭のみ可能です。傍聴を希望される方は別紙「傍聴登録書」に必要事項をご記入の上、2月18日（火）17時までに、FAXにてお申し込み下さい。

○配付資料、議事概要については国土交通省のホームページにて公開します。

問合せ先：港湾局計画課 嶋崎、榎川
TEL：03-5253-8111（内線 46332、46363）
03-5253-8669（直通）
FAX：03-5253-1650